

お知らせ

記者発表資料

令和7年7月31日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、広島県政記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

「一般国道31号呉^{くれ}駅交通ターミナル運営等事業」 の公募を開始しました。

～「一般国道31号呉駅交通ターミナル運営等事業」を特定事業として選定～

中国地方整備局では、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業の実施や財政負担の平準化を図るため、「一般国道31号呉駅交通ターミナル運営等事業」について、PFI法（※1）第7条第1項の規定により、特定事業として選定し、同法第11条第1項の規定により、客観的評価の結果を公表しました。

また、同法第8条第1項の規定により、民間事業者を選定するための公募を開始します。

※1：「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）

◆特定事業の概要

- ・事業名：一般国道31号呉駅交通ターミナル運営等事業
- ・事業方式：BT（Build-Transfer）及び公共施設等運営（コンセッション）方式
- ・事業内容：一般国道31号呉駅交通ターミナルの内装整備、維持管理及び運営並びに利便増進事業
- ・事業概要：別添資料のとおり

◆客観的評価の結果

※詳細は以下中国地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

https://www.cgr.mlit.go.jp/order/pfi/jigyokeiyaku/kureeki_sentei.html

◆民間事業者の募集

※詳細は以下中国地方整備局のホームページよりご覧いただけます。

https://www.cgr.mlit.go.jp/order/pfi/jigyokeiyaku/kureeki_minkanboshuu.html

<問い合わせ先>

中国地方整備局 TEL：082-221-9231（代表）

【担当】

道路部 道路計画課長

かめおか
亀岡

のりかず
敬和

（内線4211）

道路部 道路計画課 建設専門官

かわもと
川本

あきら
暁

（内線4614）

『一般国道３１号呉駅交通ターミナル運営等事業』の概要

１．事業の目的

本事業は、国が整備する呉駅交通ターミナルについて、民間事業者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。

２．事業の内容

本事業では、国が国道３１号呉駅交通ターミナル整備工事として別途発注・整備する施設（呉市が管理する一般車送迎エリアを除く。）と、呉市事業において整備される複合施設ビルの１階と２階の一部の床を、道路法上の特定車両停留施設とする予定である。

内装整備については、事業者が資金調達・内装施工を行い、内装整備完了後に内装の所有権を国に移転する（BT（Build-Transfer）方式）。

また、維持管理及び運営については、国道３１号呉駅交通ターミナル整備工事の完了後、国が運営権を設定し、事業者が、バス事業者、タクシー事業者等の施設利用者から徴収する停留料金等により実施する（コンセッション方式）。

なお、利便施設については、国の占用許可を得た上で、事業者が内装整備、維持管理及び運営を一体的に実施する。

３．事業の対象となる公共施設等

事業名称：一般国道３１号呉駅交通ターミナル運営等事業

所在地：広島県呉市西中央１丁目

面積：約 18,900 ㎡（呉市管理範囲を含む）

対象施設：特定車両停留施設（１階交通ターミナル、２階待合空間、デッキ）

４．事業期間

特定事業契約の締結日から１５年間

５．民間事業者の選定方法

国は、特定事業とした本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の提示を通じて募集し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者を選定するものとする。

6. 今後のスケジュール（予定）

令和7年7月31日	特定事業の選定・公表、募集要項等の公表・交付
令和7年7月31日 ～8月25日	募集要項等に関する質問受付
令和7年9月19日	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和7年10月1日	参加表明書の受付、参加資格の確認
令和7年11月10・11日	競争的対話の実施（第1回）
令和7年12月4・5日	競争的対話の実施（第2回）
令和8年1月23日	提案書提出期限
令和8年2月頃	プレゼンテーションの実施
令和8年3月頃	審査結果（優先交渉権者）の公表
令和8年3月頃	基本協定の締結
令和8年5月頃	特定事業契約の締結

■ 事業対象位置図



地理院地図（電子国土WEB）を基に中国地方整備局にて加工。